

1. 文化関係の税制

国税

事 項	措 置 内 容	適 用 年 度	
特定公益増進法人	(公益法人)(文部科学大臣認定) ・芸術の普及向上に関する業務を行う法人 ・文化財の保存活用に関する業務を行う法人 ・登録博物館の設置運営に関する業務を行う法人 ・登録博物館の振興に関する業務を全国規模で行う法	{個人の寄付金} 「寄付金(所得金額の30%を限度)-1万円」を所得控除(所得税)	昭和51年度 (登録博物館に係る業務を行う法人については平成9年度)
	(独立行政法人) ・国立国語研究所 ・国立美術館 ・国立博物館 ・国立科学博物館 ・文化財研究所 ・日本芸術文化振興会	{法人の寄付金} 一般の寄付金とは別に「(所得金額の2.5%+資本等の金額の0.25%)×1/2」を損金算入(法人税)	平成13年度
認定特定非営利活動法	・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動		平成元年度 平成13年度
指定公益信託	・芸術の普及向上に関する業務(助成金の支給に限る)を行う公益信託 ・文化財の保存活用に関する業務(助成金の支給に限る)を行う公益信託	出捐金について特定公益増進法人に対する寄付金と同様の取扱い(所得税・法人税)	昭和62年度
指定寄付金	{公益法人} ・重要文化財の修理・防災施設の設置に要する費用	{個人の寄付金} 「寄付金(所得金額の30%を限度)-1万円」を所得控除(所得税)	昭和40年度
	{独立行政法人} ・国立美術館・国立博物館・国立科学博物館による重要文化財の収集・保存修理に要する費用	{法人の寄付金} 寄付金を全額損金算入(法人税)	平成13年度
相続財産の寄付	(公益法人)(文部科学大臣認定) ・芸術の普及向上に関する業務を行う法人 ・文化財の保存活用に関する業務を行う法人	非課税(相続税)	昭和52年度
	(独立行政法人) ・国立国語研究所 ・国立美術館 ・国立博物館 ・国立科学博物館 ・文化財研究所 ・日本芸術文化振興会 (認定特定非営利活動法人) ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動		平成13年度 平成元年度 平成13年度
重要文化財等の譲渡所得	・国、地方公共団体、独立行政法人国立美術館・国立博物館・国立科学博物館に対する重要文化財(動産または建物)の譲渡(平成19年12月31日まで)	非課税(所得税)	昭和47年度
	・国、独立行政法人国立美術館・国立博物館・国立科学博物館に対する重要文化財に準ずる文化財の譲渡(平成19年12月31日まで)	1/2課税(所得税)	昭和47年度
重要文化財の相続	・国、地方公共団体、独立行政法人国立美術館・国立科学博物館に対する重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地の譲渡	2,000万円を限度とする特別控除(所得税)、損金算入(法人税)	昭和45年度
登録美術品の相続	・重要文化財(所有者の居住の用に供されている不動産)の相続	財産評価額の60/100を控除(相続税)	昭和59年度
各種顕彰に係る所得	・納付すべき相続税額について、登録美術品を相続税として物納 ・文化功労者年金 ・日本芸術院から恩賜賞又は日本芸術院賞として交付される金品 ・芸術に関する顕著な貢献を表彰する特定の賞金	物納の優先順位を第3位から第1位に繰り上げ 非課税(所得税)	平成10年度 昭和48年度

地方税

事 項	措 置 内 容	適 用 年 度	
重要文化財等の所有	・重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物(所有者の居住の用に供されている不動産)	非課税(固定資産税・特別土地保有税・都市計画税)	昭和25年
	・重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物(文部科学大臣が告示するもの)	非課税(固定資産税・都市計画税)	平成元年度
	・重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物(文部科学大臣が告示するもの)に係る土地	税額の1/2以内を軽減(固定資産税・都市計画税)	平成10年度
	・登録有形文化財(家屋)	税額の1/2以内を軽減(固定資産税)	平成9年度

重要文化財等に係る地価税については非課税の取扱いがなされているが、平成10年より、地価税の課税は停止されている。

2. 文化関係の融資制度

知的財産有効活用支援事業

融 資 要 件

融資対象者: 民間事業者

金 利: 政策金利 (1.5% + リスクに応じた追加金利)

融資比率: 最高50%

融 資 対 象 事 業

映画などコンテンツ制作事業者等、知的財産を保有する企業が信託等により著作権等の知的財産権を流動化して資金調達する事業

(備 考)
平成16年度新規創設

文化関連施設整備事業

融 資 要 件

融資対象者: 民間事業者

金 利: 政策金利 (1.5% + リスクに応じた追加金利)

融資比率: 最高40%

融 資 対 象 事 業

ア. 劇場・音楽堂等公演にかかる施設・設備等の整備事業

イ. 美術館・博物館等展示にかかる施設・設備等の整備事業

(備 考)
平成15年度新規創設